

休眠預金活用事業に係る規程（２）

一般社団法人国際交流団体ブロックは、組織として休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

本規程に定める規定が、従前の規定と矛盾し又は抵触する場合には、本規程の定めが優先する。

第 1 章 役員報酬等

第 1 条（報酬等の額） 常勤の理事及び常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 1 0 0 万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、通常総会に報告するものとする。

2 常勤の役員を除く役員は、無報酬とする。

第 2 条（報酬の支払方法） 報酬は各理事の金融機関の口座に振込で支払う。

第 2 章 職員の給与等

第 3 条（賃金の構成） 職員の賃金の構成は、次のとおりとする。ただし、試用期間中の者については、諸手当は支給しない。

(1) 基準内賃金

ア 基本給

イ 諸手当（職務手当、管理者手当）

(2) 基準外賃金

ア 学童・デイサービス出張手当： 4,500円/回

イ 通勤手当：片道500円・往復1,000円（七飯町、函館市、北斗市内）

ウ イベント手当： 4,000円/回

2 基本給は、日報8,000円より時間給制（日報8,000円/h）で定める。

第 4 条（賞与） 賞与は、原則として毎年 6 月及び 1 2 月の支給日現在在籍する職員に対し、理事会の承認を得た上で支給する。

2 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の人事考課結果等を考慮して各人毎に決定する。

第 5 条（賃金締切日、支払日と支払方法） 賃金は、[基本給] - [所得時] = 支給額を毎月 1 日から末日に締切るものを計算し当月 10 日（支払日が金融機関の非営業日のときはその前日）に各職員の金融機関の口座に振込で支払う。

第 6 条（改廃） この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、2020年5月1日から施行する。(2020年4月28日理事会議決)

以 上